平成２７年（フ）第１７２７号
大阪市北区長柄中１丁目７番８号　西本マンション５号室
債務者　吉村　安幸
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７７７号
大阪府茨木市玉櫛２丁目17番22号
債務者　藤谷　隆一
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８６３号
大阪市住吉区庭井１丁目４番８－216号
債務者　長江恵こと　金　　**惠**
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９５３号
大阪市生野区勝山北５丁目８番９号
債務者　金本佳苗こと　南　　佳苗
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９５４号
大阪府大東市大野２丁目４番17号　白芳荘15号館２号、前住所大阪府大東市灰塚５丁目６番17号
債務者　温井　五起
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４号
岡山県倉敷市中島132－８　石田方、住民票上の住所岡山県倉敷市有城21番地７
債務者　西田富美子（旧姓関・藤本）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
岡山県倉敷市連島町連島2880番地　レオパレスＭＡＣＨＩＫＯ104、前住所岡山県倉敷市玉島１丁目６番21号
債務者　佐藤　滝子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
岡山県倉敷市福田町浦田2391番地76　ウィンディア浦田Ｂ－102
債務者　三宅千賀子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
広島県三次市粟屋町2850番地
債務者　戸郷　秀樹
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第３４９号
さいたま市南区大字円正寺516番地５　Ｋフラット２－207号室、旧住所さいたま市南区大字大谷口1889番地１
債務者　反中　意育
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９６号
さいたま市浦和区北浦和３丁目７番９－401号
債務者　伊藤　　恵
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６２号
埼玉県東松山市神明町１丁目９番９号　プレディオ神明町101
債務者　石井　美穂
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２２０号
千葉県市原市君塚５丁目29番地７　キャッスル五井201
債務者　大島ミチ子（旧姓篠崎）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２５９号
川崎市多摩区堰１丁目17番41号　モンテアスール102
債務者　安藤　茂夫
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６４号
川崎市高津区上作延340番地　市営住宅２－47
債務者　知念　　優
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
川崎市麻生区岡上299番地２　シャトー英Ａ－103
債務者　鹿児嶋　毅
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
川崎市中原区宮内４丁目７番１号　等々力グリーンビレッジ302
債務者　西澤　幸一
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係